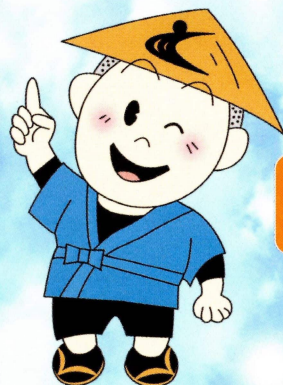


村税などの納付は 口座振替 をご利用ください。

こんな方にはピッタリですよ!



金融機関が遠い?

金融機関の営業時間内に納付に行けない?

現金を持ち歩くのは少し不安?

便利!!

金融機関に納付に出向く必要がなく便利です。

確実!!

納期毎に口座振替され、納め忘れがなく確実です。

簡単!!

一度手続きすれば自動継続されるので簡単です。

平成27年4月から口座振替納付がもっと便利に!!

①納付(口座振替含む)できる金融機関が拡大されます。

JA山形もがみ・山形銀行・荘内銀行・きらやか銀行・新庄信用金庫・東北労働金庫・ゆうちょ銀行・北郡信用組合
※ゆうちょ銀行での窓口納付については、専用払込用紙のみでの対応となります。

②口座振替できる税金・使用料

- 村税(村県民税・固定資産税・軽自動車税)
- 介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料
- 水道料金下水道使用料・村営住宅使用料

③口座振替日が各納期月の25日に統一されます。

振替日が土日祝日の場合は、翌営業日に引き落とされます。残高不足で振替ができなかった場合、各納期翌月5日に再度振替いたします。

※水道料金下水道使用料については、納期翌月5日の再振替は行いません。

④申込み方法

各金融機関窓口で随時受け付けています。通帳・印鑑・税額通知書等を持参ください。

※役場窓口では申込みできません。

◎口座振替領収書の廃止について

村では、村税(料)を口座振替で納付していただいた方に、口座振替領収書を送付していましたが、省資源化や経費削減等を図るため、平成27年度から領収書の送付を廃止しました。金額につきましては納税通知書や預貯金通帳への記帳でご確認ください。お願いします。

ただし、軽自動車税については、車検に必要な車両に対して継続検査用納税証明書をこれまでどおり振替完了後(毎年6月上旬頃)に送付します。

〈口座振替領収書廃止税目等〉

村県民税・固定資産税・軽自動車税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

お問い合わせ先

村税について

住民税務課 ☎0233-72-2326

介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料について

健康福祉課 ☎0233-72-2364

水道料金・下水道使用料、村営住宅使用料について

建設水道課 ☎0233-72-2547